

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当るときは、
翌日)

目 次

◇選管告示

鳥取県議会議員補欠選挙の実施

鳥取県議会議員補欠選挙における選挙長等の選任

鳥取県議会議員補欠選挙における選挙長が事務を行う場所

鳥取県議会議員補欠選挙に用いる投票用紙の様式

鳥取県議会議員補欠選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

鳥取県議会議員補欠選挙における選挙会の場所等

鳥取県議会議員補欠選挙において候補者一人につき選挙運動に関して支出できる金額

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

◇鳥取県議会議員補欠選挙
区選挙米子市選挙
鳥取県議会議員補欠選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第一項の規定に基づき、鳥取県議会議員補欠選挙を昭和五十九年八月二十六日に行うので、同法第三十四条第六項及び第百十三条第一項の規定により告示する。

なお、鳥取県議会議員補欠選挙を行うべき選挙区及び選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

昭和五十九年八月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県議会議員補欠選挙を行うべき選挙区及び選挙すべき議員の数

米子市選挙区 2人

鳥取県選挙管理委員会告示第七十八号

昭和五十九年八月二十六日執行の鳥取県議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和五十九年八月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

米子市	選挙区	選 挙 長		選挙長の職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名	
米子市上福原一五七五番地		鷺見 榛	米子市大崎一六四番地	角 喜八郎	

鳥取県選挙管理委員会告示第七十九号

昭和五十九年八月二十六日執行の鳥取県議会議員補欠選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行う。

昭和五十九年八月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

選挙区	場	所
米子市	米子市加茂町一丁目一番地	米子市役所

鳥取県選挙管理委員会告示第八十号

昭和五十九年八月二十六日執行の鳥取県議会議員補欠選挙に用いる投票用紙の様式を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり定める。

昭和五十九年八月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

表
折目

昭和五十九年執行
鳥取県議会議員補欠選挙投票

鳥 取 県
選 挙 管 理
委 員 会 印

裏
折目

。注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

氏名
候補者
候補者

表

昭和五十九年執行
鳥取県議会議員補欠選挙投票

鳥 取 県
選 挙 管 理
委 員 会 印

裏

Blank area for the reverse side of the ballot paper.

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷り込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第八十一号

昭和五十九年八月二十六日執行の鳥取県議会議員補欠選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、米子市選挙管理委員会の印と定める。

昭和五十九年八月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県選挙管理委員会告示第八十二号

昭和五十九年八月二十六日執行の鳥取県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和五十九年八月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

選挙区	場 所	日 時
米子市	米子市加茂町二丁目一番地 米子市役所	昭和五十九年八月二十七日 午後一時

鳥取県選挙管理委員会告示第八十三号

昭和五十九年八月二十六日執行の鳥取県議会議員補欠選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、二百八十九万六千九百円であるので、同法第百九十六条の規定により告示する。

昭和五十九年八月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県選挙管理委員会告示第八十四号

昭和五十九年八月十六日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年八月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 八、九七八
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四九、六一九

鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三一、四二六
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三一、二〇八
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一一、五四四
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	八、九五二
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、八八九
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四、六三三
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	本、〇四三
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一七、六八四
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、二八一
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、九六一

鳥取県議会議員補欠選挙米子市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員補欠選挙米子市選挙区選挙長告示第一号

昭和五十九年八月二十六日執行の鳥取県議会議員補欠選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十九年八月十七日

鳥取県議会議員補欠選挙米子市選挙区選挙長 鷲見 榛

一 場所 米子市加茂町一丁目一番地 米子市役所
 二 日時 昭和五十九年八月二十三日 午後五時十分